

# 定 款

一般財団法人富江町祭事保存会

# 一般財団法人富江町祭事保存会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人富江町祭事保存会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、この法人所縁の天王社、笹社、秋葉社及び南楠社の護持及び祭事に関わる援助をして地域の伝統文化の振興に寄与するとともに、地域の相互援助、共存共栄及び親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 天王社、笹社、秋葉社及び南楠社の護持、祭事等に関する事業
- (2) 不動産賃貸に関する事業
- (3) 福祉、親睦等を図る事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、理事会が別に定める財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第6条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業実施上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において理事及び評議員の3分の2以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託し、又は公債その他確実な有価証券に換えて管理するものとする。

(経費の支弁)

第8条 この法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後3箇月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

2 評議員には、旅費等の費用を弁償することができる。

3 評議員の報酬等の額及び支給方法並びに費用弁償については、評議員会の決議において別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程による。

## 第5章 評議員会

（評議員会の構成及び権限）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り決議する。

（1）評議員の選任又は解任

（2）理事及び監事の選任又は解任

（3）役員の報酬等の額

（4）一般社団・財団法人法第198条で準用する一般社団・財団法人法第113条に規定する役員の責任の一部免除

（5）定款の変更

（6）事業の全部又は一部の譲渡

（7）合併契約の承認

（8）残余財産の帰属の決定

（9）評議員会に提出された資料等を調査する者の選任

（10）評議員による招集の請求により招集された評議員会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任

（11）事業計画書及び収支予算書の承認

(12) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

3 評議員会は、前項第9号及び第10号に掲げる事項を除き、あらかじめ評議員会の目的として通知された事項以外の事項については決議をすることができない。

(開催及び招集)

第17条 定時評議員会は毎事業年度終了後3箇月以内に、臨時評議員会は必要に応じ随時、開催する。

2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

3 代表理事は、評議員会の日1週間前までに、開催の日時、場所及び目的である事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により定める。

(定足数及び決議)

第19条 評議員会の決議は、決議に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 一般社団・財団法人法第198条で準用する一般社団・財団法人法第113条に規定する役員の一部免除

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は担保への提供

(5) 事業の全部又は一部の譲渡

(6) 合併契約の承認

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、決議に加わることができない。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、評議員の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき

は、その議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 この場合においては、その手続の評議員会において定めるものとし、第17条から前条までの規定は適用しない。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、代表理事が議事録を作成し、議長及び代表理事はこれに署名又は記名押印するものとする。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事を選任する場合には、各理事について、次の事項に該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
  - (1) 当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族
  - (2) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - (3) 当該理事の使用人
  - (4) 第2号又は前号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - (5) 第3号又は前号に掲げる者の配偶者
  - (6) 第2号から第4号までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- 4 前項の規定は、監事についても準用する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

5 役員については、再任を妨げない。

(役員解任)

第28条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第29条 役員報酬は、評議員会において別に定める総額の範囲内で支給することができる。

2 役員には、旅費等の費用を弁償することができる。

3 報酬等の額及び支給方法並びに費用弁償については、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程による。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、承認を得なければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、取引後遅滞なく、取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、法令の限度において免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 評議員会の招集に関する事項

(2) 代表理事の選任及び解任

(3) 役員報酬に係るものを除く諸規程の制定及び改廃

(4) 重要な財産の処分及び譲受

(5) 多額の借財

(6) 重要な事務局職員の選任及び解任

(7) この法人の業務執行の決定

(8) 理事の職務の執行の監督

(9) 前各号に定めるもののほか、この法人の重要な業務執行に関する事項

(招集)

第34条 理事会は、必要に応じ代表理事が招集し、年2回以上開催するものとする。

2 代表理事は、理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、遅滞なく理事会を招集しなければならない。



- 3 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会の招集は、会議の日時、場所、目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、1週間前までに各理事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数及び決議)

- 第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

- 第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、代表理事及び出席した監事が、署名又は記名押印しなければならない。

(監事の出席)

第40条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

## 第8章 事務局

(事務局)

- 第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に、職員を置く。
  - 3 職員は、理事会の決議を経て代表理事が任免する。

4 職員に関して必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

## 第9章 会員

(会員)

第42条 この法人に、会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するため入会を希望する個人又は団体で、理事会及び評議員会の承認を得たものとする。

3 前項に定めるもののほか、会員について必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第13条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は鬼頭研祥とする。
- 4 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。  
岡本春夫 鈴木鉦三 江崎すみよ 橋本かねよ 渡邊信敏
- 5 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。